

ガイドラインに基づき講ずべき措置の関連付けについて(案)

騒音障害のリスク（騒音ばく露レベル）に応じた各種措置の要否を検討するために考え方を整理したもの。
網掛けした作業環境測定（屋内）と測定（屋内以外）を出発点として、各種措置を振り分ける案。

（下線は安衛則関連事項）

	講ずべき措置（主なもの）	対象の考え方(案)	除外される対象(案)
ガイドラインの適用	測定、健康診断、伝ば防止、保護具、教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>別表第 1</u> ・ 別表第 2： 85dB 以上となる可能性が高い作業場（要追加） ・ 85dB 未満であることが明らかでない作業場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>別表第 1</u> は例外なし ・ 常に 85dB 未満である作業場 ・ 測定結果が 80dB 未満の作業場 ・ 事務所
作業環境測定（屋内） 【作業環境管理】	定期的な測定、評価、記録 （6 か月以内ごと）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>別表第 1</u> に掲げる作業場 ・ 85dB 以上となる可能性が高い作業場 ・ 85dB 未満とは言えない作業場 （大声でないと会話が聞こえにくい作業場） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね 80dB 未満の区域 （H4 基発第 545 号） ・ 網羅的な個人ばく露測定に基づき作業環境の評価を行った作業場（別表第 1 を除く。）
測定（屋内以外） 【作業環境管理】	個人ばく露測定、評価、記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 85dB 以上となる可能性が高い作業場 ・ 作業者の位置で最大 85dB 以上と推計される工具等の操作者及び近傍 ・ 敷地境界の測定値等から最大 85dB 以上と推計される範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大 85dB 未満である区域 （工具の表示や、敷地境界の測定値等に基づく推計も可）
・ 定期健康診断 【騒音健康診断】	選別聴力検査（1kHz, 4kHz）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音作業従事者のうち以下のもの： <ol style="list-style-type: none"> 1) 測定の結果、ばく露 85dB 以上である労働者 2) 屋内作業場において、右の①を除く労働者 3) 屋外作業場等において、最大 85dB 以上と推計される騒音を発する手持ち工具等の操作者及び近傍の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ① 直近の作業環境測定で第 1 管理区分とされた単位作業場所で従事する労働者（B 測定が適切に行われたものに限る。）

		者。ただし、右の②を除く。	② 個人ばく露測定結果が 85dB 未満である労働者(該当する作業を行っている期間に限る。)
・ 伝ば防止措置等 【作業環境管理】	騒音発生源の管理 (工具等の維持管理を含む。) 遮音壁等の伝ば防止措置	・ 第 2 管理区分、第 3 管理区分とされた単位作業場所 ・ 測定結果が 85dB 以上となった屋外作業場等	・ 第 1 管理区分とされた単位作業場所
標識等	騒音を発する場所の明示等	・ 第 2 管理区分、第 3 管理区分とされた単位作業場所を含む屋内作業場	・ 屋内作業場以外の作業場
・ 聴覚保護具の使用 【作業管理】	騒音レベルに応じた聴覚保護具の選定、聴覚保護具の着用	・ 測定の結果、ばく露 85dB 以上である労働者 ・ 測定の結果、ばく露 90dB 以上である労働者 ・ 第 2 管理区分、第 3 管理区分で作業する労働者 ・ ばく露測定結果を有しない工具等の操作者及び近傍の作業者 ・ ばく露測定結果を有しない重機等から一定の範囲内で作業に従事する労働者	・ 危険回避や意思疎通のために着用できない労働者(定期健康診断が必要)
・ 作業時間 【作業管理】	1 日当たり騒音ばく露量の低減	・ 個人ばく露測定結果が 85dB 以上である労働者 ・ 第 2 管理区分、第 3 管理区分で作業する労働者	・ 聴覚保護具の適正な使用により実際の騒音ばく露レベルを 85dB 未満とした場合
労働衛生教育	従事者教育、管理者教育(実技を含む。)	・ 対象事業場の騒音作業従事者	・ 衛生管理者 ・ 一定の講習を修了した者